

第 2 3 回 三朝町農業委員会総会 議事録

1	開催年月日	令和7年5月9日（金）午前9時 開会								
2	開催場所	三朝町役場 第2会議室								
3	出席委員	農業委員 7人のうち出席者								
		1番	米廣 勝	出	2番	野見幸雄	出	3番	松原利志	出
		4番	米原章太郎	出	5番	山本雅之	出	6番	本田 博	出
		7番	村岡幸枝	出					出席 7人	
		農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者								
	吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出				
	井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 5人					
4	欠席委員	なし								
5	農業委員会事務局職員	事務局長 山本達哉								
6	議事録署名委員	6番 本田 博 委員 7番 村岡 幸枝 委員								
7	議事内容等	(1) 議案第72号 農地法第3条の規定による許可申請書について（片柴） (2) 議案第73号 農地法第4条の規定による許可申請書について（吉田） (3) 議案第74号 農用地利用集積等促進計画案について								
8	報告事項	(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (2) 農地の利用目的変更通知書について								
9	その他	(1) 農業委員会総会の日程について ○令和7年6月総会 6月10日（火）午後1時30分～ 三朝町役場 第2会議室 (2) その他								
11	閉会	午前9時45分								

1. 開 会	
事務局	定刻になりましたので、ただ今から、第 2 3 回三朝町農業委員会総会を開会いたします。 山本会長さん、ご挨拶をお願いします。
2. 議長挨拶	皆さん、ご苦労さんです。 いよいよ農家も忙しくなってきました。そんな中で今年も一つ事故がありました。このあいだトラクターの転落事故が 1 件ありました。作業を終えて土手沿いを通行中に誤って転落したようです。トラクターは大破したようですが、キャビン付きのトラクターだったので幸い大きなけがはなく済んだようです。皆さんも自分も含めて気を付けていただければと思います。 それでは今月もよろしくお願いいたします。
3 総会成立宣言	
事務局長	本日の出席の農業委員さんは 7 名中、7 名が出席されています。 定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により総会は成立することを報告します。 それでは、三朝町農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山本会長にお願いします。
4 議事録署名委員の指名	
議長	それでは日程に従いまして、第 4 の議事録署名委員の指名を行います。 三朝町農業委員会会議規則第 22 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 異議なしとのことでございますので、6 番 本田 博 委員、7 番 村岡幸枝 委員、を指名します。よろしくお願いします。 なお、書記は事務局でお願いします。 それでは議事に入ります。
5 議事	
(1) 議案第 7 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について (片柴)	
議長	「議案第 7 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について」を議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは、「議案第 7 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について (片柴)」を説明させていただきます。 1 ページの議案書を開いていただきたいと思います。 案件は、片柴地内の田でございます。 申請地は利用権設定により譲受人が譲渡人から借り受けて耕作をしておりました

	が、協議がまとまり、贈与により権利移転することとなったものでございます。 【議案書の朗読し申請書の説明】 以上、議案第 7 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（片柴）の説明とさせていただきます。
議長	事事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
議長	ご意見ご質問はありませんか。 【全体を見まわして、意見がないことを確認】 それでは、「議案第 7 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（片柴）」を、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 《議長》 それでは、「議案第 7 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について（片柴）」は承認されました。
(2) 議案第 7 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書について（吉田）	
議長	「議案第 7 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書について（吉田）」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第 7 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書について（吉田）」を説明させていただきます。 議案書の 15 ページを開いていただきたいと思います。 案件は、吉田地内でございます。 申請者は、高齢で後継者もなく、農業の継続が難しくなったため、申請地を植林をして景観形成を図ろうとするものでございます。 申請地は農用地区域内の農地ではありますが、周辺は山林に隣接した一団の農地から離れた未整備の単独農地であり、農用地区域除外申請の手続きを進めており現在本協議を行っているところです。 現状の農地に植林を行う為、植林による周辺への土砂流出や雨水排水の流入の被害発生の恐れはなく、また周辺に農地はないため、周辺農地の営農条件に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。 植林は適期である 11 月に申請者が苗を購入して植林することとしており、資力については、借受人の預金口座の残高を確認し実施は可能と判断したところでございます。 簡単ですが、説明は以上でございます。

議長	現地の状況を確認しておりますので、その報告を受けたいと思います。 1 番の米廣委員さん、お願いします。
1 番農業委員	それでは報告します。 只今の農地については、2 月 4 日午後 3 時に会長さん、吉田推進員さん、山本事務局長さん、福松主事さん、小椋課長補佐さんとで、現地の確認を行っております。 事務局から説明がありましたとおり、集落から離れた山の中にあり、周辺に農地はなく他の一団の農地に与える影響はないと考えられ、植林をしても支障、問題は無いと認められましたので報告します。
議長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。
議長	その他質問はありませんか。ご質問等がないようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、「議案第 7 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書について（吉田）」を、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 全員の挙手を確認しましたので、「議案第 7 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書について（吉田）」は承認されました。
(2) 議案第 7 4 号 農用地利用集積等促進計画案について	
議長	「議案第 7 4 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第 7 4 号 農用地利用集積等促進計画案について」を説明させていただきます。 議案書の 2 9 ページを開いていただきたいと思います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積等促進計画」を定める事について、同法同第 19 条第 3 項の規定により三朝町長より協議がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。 【議案書をもとに朗読】 諮問がありました、農用地利用集積等促進計画案について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 5 項の各要件である、 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 - イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 - ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。

	以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画案を受理し本委員会に提案するものでございます。 以上、「議案第74号 農用地利用集積等促進計画案について」の説明とさせていただきます。
議長	事務局の説明は終わりました。 担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。 少し補足しますけども、9番目の農地については、昨年度所有者不明農地として公告を行って、手続きを踏まえて、利用権設定を行うことになったものです。町では初めてのケースとなっております。今後こういった案件は多くなってくるもの思っています。 これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第74号 農用地利用集積等促進計画案について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第74号 農用地利用集積等促進計画案については、承認されました。
議長	以上で、本日の議事は終了しましたので、 引き続き、第6の報告事項に移ります。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	別冊の報告(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、10件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。 報告(2)の農地の利用目的等変更通知書につきましては、地目を田から畑へ変更を行うものです。現状も何年も大豆、野菜を作られており、現地につきましては賀茂地区の農業委員さんとともに確認をしております。 報告事項は以上でございます。 よろしくお願いいたします。

議長	続いて、第7のその他に入ります。 (1) 令和7年6月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 6月10日（火）午後1時30分からの開会を予定します。 会場は、第2会議室です (2) その他 活動記録簿記入の手引きについて 農業会議より資料配布があったので記入の参考にしてください。 ポロシャツ、活動服の購入更新について
議長	本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。 【発言が無いことを確認】 それでは、本日の総会は以上を持ちまして終了します。 皆さん、ご苦労さんでした。
【委員会終了：午前9時45分】	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年5月9日

議 長

(記名)

議事録署名委員

6 番 農業委員

(記名)

7 番 農業委員

(記名)
